

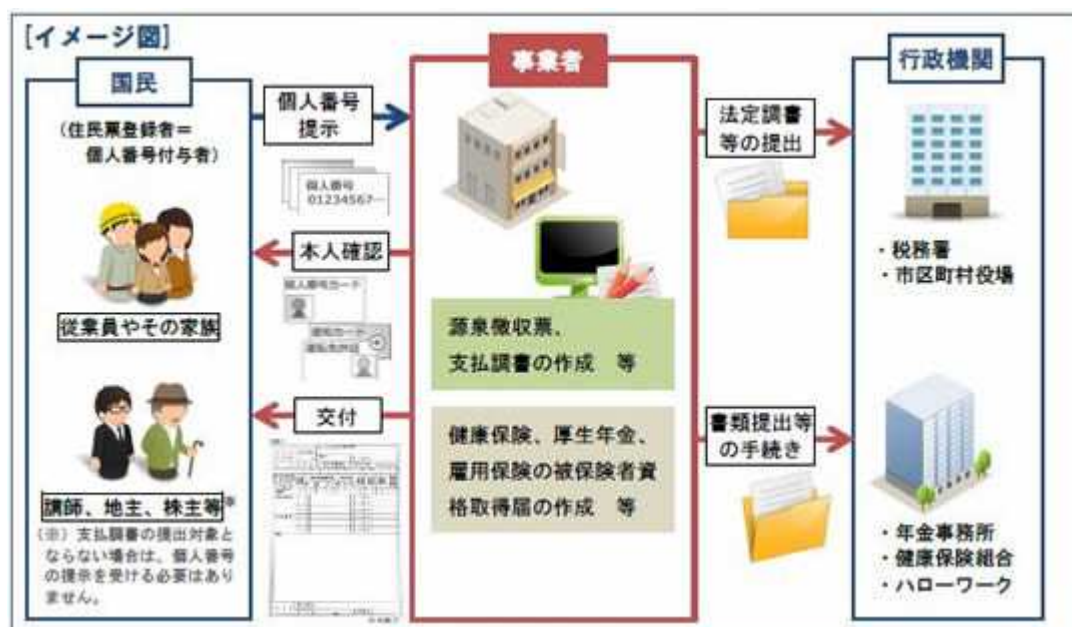
この時期におさえておきたい

事業者としてのマイナンバー基礎知識（2）取得

[前回](#)に引き続き、今のこの時期におさえておきたい、事業者としてのマイナンバー（社会保障・税番号）制度の基礎知識をお伝えします。

作成書類にマイナンバーを記載

前回、マイナンバー制度の概要、個人番号カードの交付、個人番号（以下、マイナンバー）の利用分野と事業者としての実務対応について、ご案内しました。その際、事業者としての実務対応のイメージ図（下図）をご紹介します。



このイメージ図のように、事業者は自身の確定申告や届出の他、従業員の給与所得の源泉徴収票や支払調書の作成などの税務関係、健康保険・厚生年金・雇用保険の被保険者資格取得届の作成などの労務関係の書類作成の際に、マイナンバーや法人番号を記載します。

マイナンバー等の記載開始時期は、下表のとおりです。

分野・対象税目・届出書類名等		番号の記載及び提出開始時期
税務	国税・地方税 所得税、贈与税、個人住民税、個人事業税	平成28年分の申告書から
	国税・地方税 法人税、法人住民税、法人事業税	平成28年1月1日以後開始事業年度に係る申告書から 例、12月末決算法人の場合 →平成28年12月期の申告書から
	国税・地方税 消費税	平成28年1月1日以後開始課税期間に係る申告書から
	国税 相続税	平成28年1月1日以後の相続又は遺贈に係る申告書から
	国税 法定調書	平成28年1月1日以後の支払等に係る法定調書から 例、給与所得の源泉徴収票 →平成28年分から ただし、配当などの一定の支払調書は、3年間の猶予あり
	地方税 支払報告書	平成28年分の支払報告書から 例、平成29年1月31日までに提出する平成28年分給与支払報告書
	国税・地方税 申請書・届出書	平成28年1月1日以後に提出すべき申請書等から
労務	雇用保険 雇用保険被保険者資格取得届 雇用保険被保険者資格喪失届 等	平成28年1月1日提出分から
	健康保険・厚生年金保険 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 健康保険被扶養者（異動）届 等	平成29年1月1日提出分から

（※）国民健康保険組合は、平成28年1月1日から予定。

（※）既存の方は、平成28年1月以降いずれかの時期に報告を依頼する予定。

内閣府HP「事業所向けマイナンバー資料（平成27年1月版）」他より作成

マイナンバー等を記載する必要のある書類を作成する場合には、該当者のマイナンバー等を取得しなければなりません。ただし、住民票の登録がない非居住者は、マイナンバーは付与されないため、これらの書類を作成する必要があってもマイナンバーを取得する必要はありません。

マイナンバー取得の際には、利用目的の通知等と本人確認が必要

マイナンバーは、マイナンバーを記載すべき事務作業の際に取得することとなります。たとえば、平成27年分の年末調整の際に、28年分の扶養控除等申告書（いわゆる「マル扶」）も提出してもらう場合には、その28年分のマル扶の回収＝マイナンバーの取得、とお考えになるとよいでしょう。

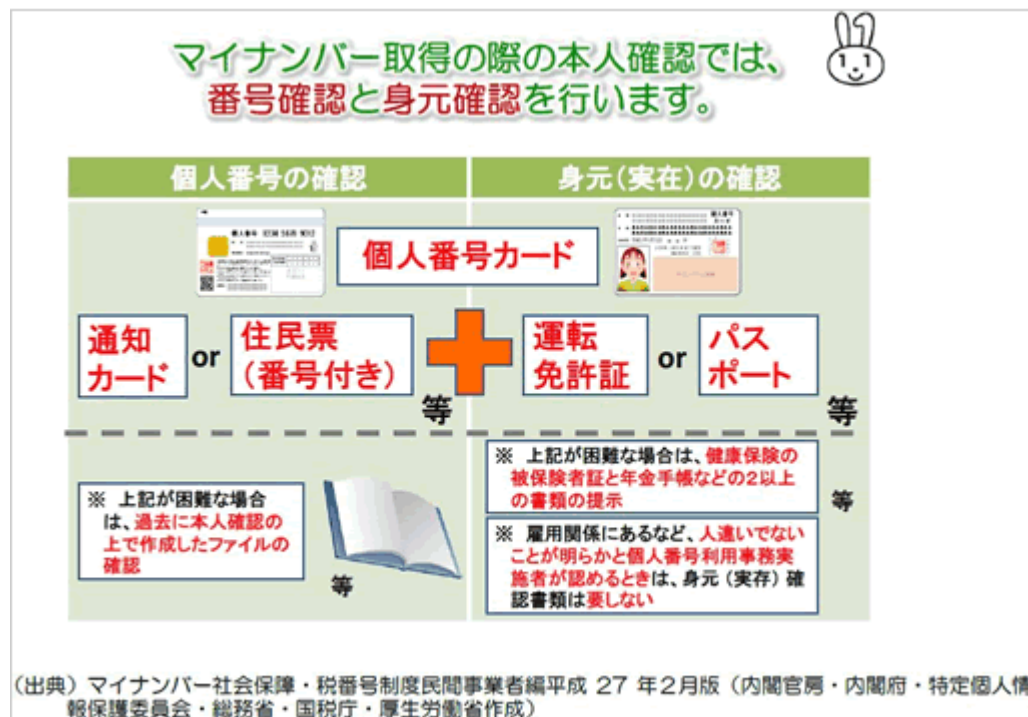
いずれにしろ、マイナンバーの取得にあたっては次の点に注意します。

1.利用目的の通知等

マイナンバーを取得するときは、マイナンバーをどういったことに利用するのかをマイナンバーの提供者側（従業員等）へ通知等しなければなりません。この場合の通知等の方法としては、利用目的を記載した書類の提示、就業規則への明記、社内LANを利用した通知等が考えられます。また、マイナンバーの法律である番号法に定められた利用目的以外にマイナンバーを利用できず、かつ通知等された範囲内で利用することになります。そのため、複数の利用目的でマイナンバーを取得する場合には、まとめて利用目的を通知等するとよいでしょう（最下段の例参照）。

2.本人確認

マイナンバーを事業者が取得する際には、本人確認をします。本人確認とは、番号の確認(正しい番号かの確認)と身元の確認(持ち主＝番号付与者かの確認)を指し、誤りやなりすまし防止のために行います。



国税庁HP「国税分野における番号法に基づく本人確認方法(PDF/3,835KB)」より

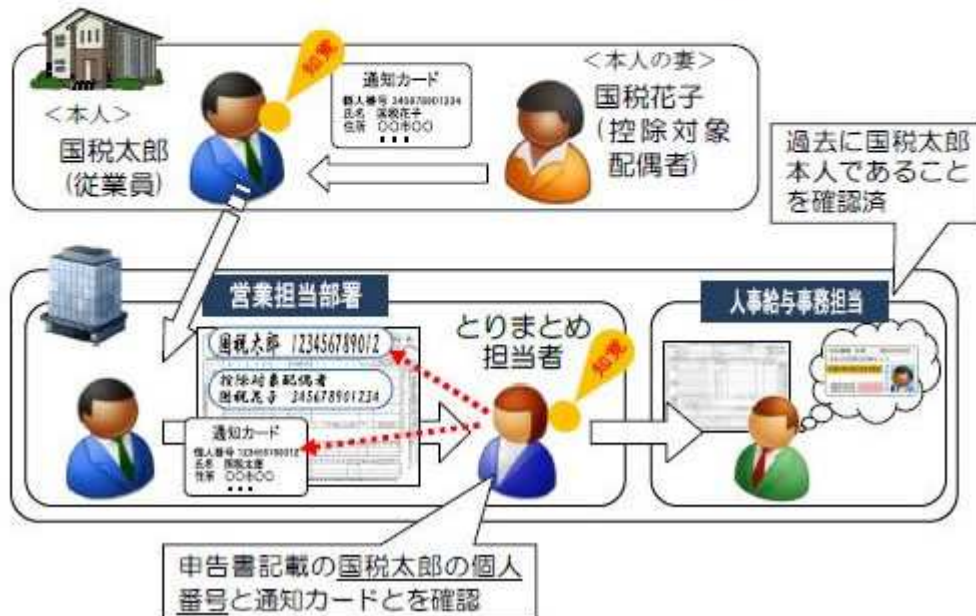
原則として、マイナンバーの取得の都度、本人確認を行う必要があります。ただし、毎年提出するマル扶などについては、2回目以降は番号確認のための書類の提示を受けることが困難であれば、1回目に本人確認のために取得した情報と照らし合わせても問題ないとされています。

また、すでに雇用関係がある等明らかに本人であると判断できるときは、身元確認は省略することができます。

例. マル扶の提出をしてもらった場合

例6 知覚による身元（実在）確認

従業員が勤務先に給与所得者の扶養控除等（異動）申告書を提出する際に、勤務先のとりまとめ担当者が知覚により従業員の身元（実在）確認を行う方法。



【ポイント】

- ・ 国税太郎さんの場合、採用時などに番号法や税法で定めるもの（所得税法第224条第2項等）又は国税庁告示で定めるものと同程度の本人確認書類（運転免許証、写真付き学生証等）による確認を行っている必要があります。
- ・ 従業員の国税太郎さんは、自宅で妻（控除対象配偶者）である国税花子さんの通知カードにより個人番号を把握（確認）します。国税花子さんは国税太郎さんの配偶者であり「知覚」（見て判断）することにより本人に相違ないことが判断できますので、国税花子さんから身元（実在）確認書類の提示を求める必要はありません。
- ・ 日頃から国税太郎さんと同じ部署で仕事をしているとりまとめ担当者は、入社時に国税太郎さんの本人確認をしていることから、「知覚」（見て判断）することにより本人に相違ないことが判断できますので、国税太郎さんから身元（実在）確認書類の提示を求める必要はありません。

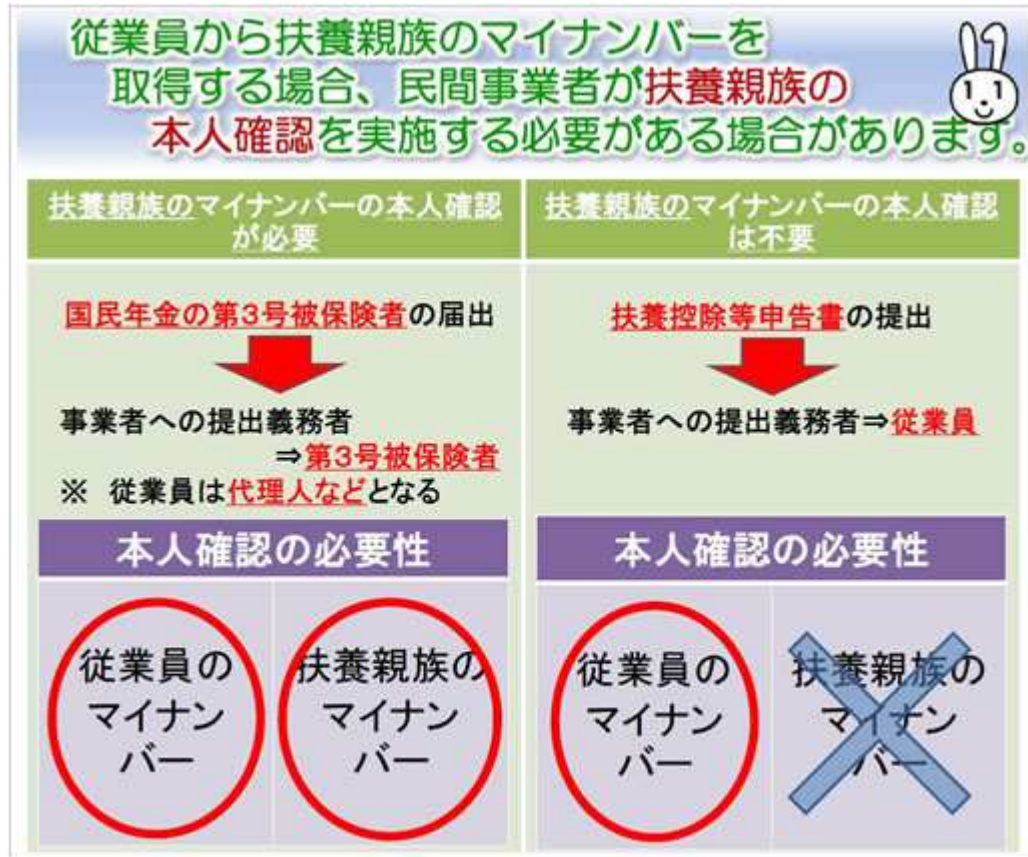
なお、給与所得者の扶養控除等（異動）申告書には、国税太郎さんと国税花子さんの個人番号が記載されていますが、国税花子さんの個人番号は国税太郎さんが自宅で確認済ですので、とりまとめ担当者は、国税太郎さんの通知カードの提示等により国税太郎さんの個人番号のみ確認します。

国税庁HP「国税分野における番号法に基づく本人確認方法（PDF/3,835KB）」より

上記の場合の注意点として、上記ポイントにも記載されているとおり、**マル扶について事業者は従業員の本人確認を行います**が、**従業員の奥さんやお子さんなど扶養親族として個人番号を記載している人たちの本人確認は行いません**。これらの本

人確認は従業員が行うことになっています。

一方、国民年金の第3号被保険者の届出の場合は、扶養親族のマイナンバーについて事業者が本人確認する必要があります。



厚労省HP「社会保障・税番号制度の導入に向けて（社会保障分野）～事業者の皆様へ～」より

また、平成28年1月以降に医療機関や福祉施設へ採用された従業員については、源泉徴収票等の作成事務や社会保険等の手続きのために就職と同時にマイナンバーを取得する必要があります。そのため、採用後に提出してもらった書類の中に本人確認ができる書類を加えておくといでしょう。

[就業規則への記載例]

(採用)

正職員として採用された者は、次の書類を提出しなければならない。

1. 履歴書
2. 住民票記載事項証明書あるいは個人番号カードの写し
(源泉徴収票等の作成事務、健康保険・厚生年金保険・雇

用保険等に関する事務に使用するため、住民票記載事項証明書は本人の個人番号が記載されたもの、個人番号カードは表と裏の両面写し)

3. 運転免許証、パスポート、写真付学生証等、身元を確認できる書類の写し(上記 2.の書類について個人番号カードの写しを提出する場合には、不要)
4. 年金手帳、雇用保険被保険者証(所持者のみ)

(以下、略)

実務において最も大変なのは、短期のアルバイトであっても源泉徴収票等を作成するために、マイナンバーの取得をしなければならない点です。特に学生アルバイトの場合に、住民票又は個人番号カードの写しを取得するのは現実的とはいえません。そのため、たとえば学生アルバイトから個人番号を取得するときには、採用時にマイナンバー利用目的と必要書類(通知カードと写真付の学生証、印鑑)を記載した書面を手渡し、アルバイト初日に必要書類を持参するよう指示し、アルバイト初日にその場でマル扶に必要事項の記載・押印してもらい、かつ、本人確認をとるなどの対応が求められそうです。

(文責: MyKomon)